・力率の調整

・不平均電流、電圧変動の監視

（3）機械設備

（ア）当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第3編『機械設備』の該当項目による。

（4）監視制御設備

（ア）当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第4編『監視制御設備』の該当項目による。

（5）コ・ジェネ設備

発電機・タービン部・排熱ボイラー部のシステムを安定且つ効率的な運転・監視業務を行うものとし、巡視業務内容はそれぞれの下記の該当設備一覧による。

２６　業務対象設備等一覧

A　巡視

1　電気設備

（1）受変電設備

（2）自家発電設備

（3）監視制御設備

（4）特高開閉所中央監視盤

2　機械設備

（1）温熱源機器

（2）冷熱源機器

B　運転確認・監視

1　中央監視設備

2　コ・ジェネ監視設備

3　ボイラー設備

4　高圧受電設備

5　特高受電設備

管理番号：５０

１　件　　名　厨房器材点検保守

２　業務場所　東京都世田谷区１－２－２４　防衛省　三宿地区　自衛隊中央病院厨房内

３　総　　則

３．１　適用範囲

本仕様書は、自衛隊中央病院地下１階厨房内に設置されている厨房器材点検保守（以下「本役務」と言う。本役務を請負契約した業者を以下「請負業者」という。）について規定する。

３．２　法令等

請負業者は本役務に係わる各種法令等を遵守し、業務を実施すること。

４　役務に関する要求

４．１　概要

本役務は「大型浄水器×２台」「軟水機×５台」「真空冷却機」「オゾン水製水機×３台」「空気除菌脱臭装置×３台」「電気調理器、２連×３台」「食缶洗浄機」（以下「厨房器材他」という。）の定期検及び指定部品の交換、薬剤やフィルター類等の消耗品の交換、補充を実施すること。

４．２　役務の内容

４．２．１

本役務作業要領は、以下に示す厨房器材他の取扱説明書手順に示された作業行程で実施すること。

なお、請負業者は業務実施にあたり、事前に設置されている厨房器材の取扱説明書を取り寄せし、メーカー所定の整備を実施する事。また本役務に含まれない修理交換部品等がある場合（その修理交換役務が本役務に必要不可欠の時は）は請負業者自ら、製造販売業者、及び官側と調整し（見積、再度出張費等は本役務に含まれるものとする）官側の指示のもと再度、本役務を実施する。

４．２．２

厨房器材他の本役務詳細

４．２．２．１　大型浄水器

大型浄水器は（別紙１）に示すとおりとする。

４．２．２．２　軟水器

軟水器は（別紙１）に示すとおりとする。

４．２．２．３　真空冷却機

真空冷却機は（別紙１）に示すとおりとする。

４．２．２．４　オゾン水製水機

オゾン水製水機は（別紙２）に示すとおりとする。

４．２．２．５　空気除菌脱臭装置

空気除菌脱臭装置は（別紙２）に示すとおりとする。

４．２．２．６　電磁調理器、２連

電磁調理器、２連は（別紙２）に示すとおりとする。

４．２．２．７　食缶洗浄機

食缶洗浄機は（別紙３）に示すとおりとする。

４．３　性能．機能点検及び本役務実施作業員要件

取扱説明書に示された性能及び機能を完全に満たすこと。また本役務実施作業員は日本国籍を有する者に限る。

５　検査

４．２項について監督官または検査官立会い及び点検報告書により実施する。

６　品質保証等

定期保守点検検査合格後、交換部品消耗品等については原則半年間を責任保証期間とし（交換部品消耗品等に製造販売業者の保証期間がある物はその期間とする、また「フィルター等」使用頻度等により、原則半年間の責任保証期間を満たせないものは除く）作業材料及び本役務実施上の不備による本品、その他の箇所又はその他の物件等に損傷を与えた場合については、速やかに現状に復するものとする。

８　役務実施時期

平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日までの間とする。

９　その他指示

９．１　本役務に必要な資材または点検器材は請負業者が準備する。

９．２　請負業者は事前に官側と日程等調整し作業日程表１部を提出する。

９．３　請負業者は事前に点検報告書を２部作成し官側に提出する。

９．４　請負業者は、本役務検査合格後、又は官側が定めた期日ごと「役務完了届」を提出する 。

９．５　請負業者は本役務実施中、安全及び火災予防について万全を期すものとする。

９．６　請負業者は本役務による発生材については、（官側が指示するもの以外）請負業者の責任において 適法に廃棄処分等実施する。

９．７　請負業者は本役務を実施するにあたり、交換部品消耗品等は製造販売業者の純正　または推奨された物品を使用すること。

９．８　請負業者は本役務作業終了ごと、本役務作業周辺の清掃を実施し原状回復すること。

１０　その他

本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議する。

厨房機器一覧表

器材名称（規格等）	台数	役務内容	交換部品・消耗品等 リスト	個数	時期	備考
大型浄水器（ＰＦ－５０）	2	1　ろ剤交換 2　保守点検は毎年実施	ろ剤	1	毎年	株式会社メイスイ
軟水器（ＭＳ－１０）	2	1　ろ剤交換 2　塩化ナトリウム補充 3　保守点検は毎年実施	ろ剤	1	毎年	
			塩化ナトリウム（30ｋｇ）	1		
軟水器（ＳＳＨ－０３Ｂ）	3	1　ろ剤交換 2　塩化ナトリウム補充 3　保守点検は毎年実施	ろ剤	1	毎年	株式会社ホシザキ
			塩化ナトリウム（30ｋｇ）	1		
真空冷却機（ＣＭＪ－４０ＱＥ）	1	1　イオン交換樹脂再生塩の補充 2　指定部品の交換等（右側に示す交換部品・消耗品等の時期に実施） 3　保守点検は毎年実施	イオン交換樹脂再生塩（１８ｋｇ）	1	毎年	株式会社三浦プロテック
			ドアパッキン	1		
			測温抵抗体	1		
			フィルタ	1		
			電極保持器	2	２３年度	
			圧力計	1		
			安全弁	1		
			電磁弁	1		
			圧力スイッチ	2	２５年度	
			開閉器 200V 2.8-4.2A	1		
			開閉器 200V.95-1.45A	1		
			逆支弁	1		
			真空計	1		
			真空破壊弁	1		
			接触器	1		
			電磁弁	3		
			ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ	1		
オゾン水製水機（SAT-030GW140）	3	1　ｵｿﾞﾅｲｻﾞｰﾕﾆｯﾄの清掃等 平成２３年度に実施（オーバーホール） 2　指定部品の交換等（右側に示す交換部品・消耗品等の時期に実施） 3　保守点検は毎年実施	ﾄﾞﾚﾝｾﾊﾟﾚｰﾀｰﾌｨﾙﾀｰ	1	毎年	三協ｴｱﾃｯｸ株式会社
			ﾙｰﾊﾞｰﾌｨﾙﾀｰ	2		
			ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰﾌｨﾙﾀｰ	1		
			オゾン分解触媒	1	２３年度	
			酸素PSA用吸着剤	1		
			ﾋﾟｽﾄﾝﾘﾝｸﾞｾｯﾄ	1		
			ﾒﾝﾃｷｯﾄ	1		
			ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ	1	２４年度	
			オゾン用逆止弁			
			ｵｿﾞﾅｲｻﾞｰﾕﾆｯﾄ 冷却ﾌｧﾝ	1	２５年度	
			排気ﾌｧﾝ	2		
			酸素 PSA 用逆止弁	2		
空気除菌脱臭装置（SAT-012GL120）	3	1　本体・制御板の清掃等（オーバーホール） 2　指定部品の交換等（右側に示す交換部品・消耗品等の時期に実施） 3　保守点検は毎年実施	ＵＶランプ	1	２３年度	
			オゾンランプ	1	２４年度	
電磁調理器、２連	3	1　サーミスター組立等	サーミスター	2	２３	株式会社

管理番号：５０　別紙１－１